

環 境 課

環境保全活動の推進、大気汚染・水質汚濁等の防止、廃棄物の適正処理とリサイクルの推進、温泉の適正利用指導等を業務としている。

1 環境活動推進事業

- (1) 環境保全活動支援事業費補助金制度
- (2) やまなしエコティーチャーの派遣事業
- (3) 山梨県地球温暖化対策実行計画
- (4) やまなしエコライフ県民運動推進事業
- (5) 環境教育
 - ①水生生物調査

2 公害対策事業

- (1) 大気保全
 - ①大気汚染防止のための規制
 - ②大気汚染状況の常時監視
 - ③光化学スモッグ緊急時対策等
- (2) 水質保全
 - ①水質汚濁防止のための規制
 - ②浄化槽
 - ③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策
- (3) 土壌汚染対策
- (4) ダイオキシン類対策

3 廃棄物対策事業

- (1) 廃棄物の適正処理推進
 - ①一般廃棄物
 - ②産業廃棄物
- (2) リサイクルの推進
 - ①容器包装リサイクル法
 - ②家電リサイクル法
 - ③自動車リサイクル法
 - ④建設リサイクル法

4 温泉保護適正利用事業

- (1) 温泉保護適正利用事業

5 そ の 他

- (1) 苦情処理
- (2) 廃棄物対策連絡協議会の運営
- (3) 環境放射能の定点調査

1 環境活動推進事業

県民、事業者、行政が環境意識を深め、環境に配慮した行動を実践し、環境問題の解決に向けた活動ができるよう支援している。

(1) 環境保全重点課題対策事業費補助金制度 ※令和元年度実績なし

県内の市町村、一部事務組合、民間団体が実施する環境課題の解決に向けた事業に要する経費に対し補助を行う。

(2) やまなしエコティーチャーの派遣

民間団体や学校等が開催する環境保全に関する研究会等へ県に登録している「やまなしエコティーチャー」の派遣を依頼された際、講師謝金と旅費を負担することにより、環境保全活動の推進を図ることを目的としている。

令和元年度事業

申 込 者	研 修 内 容
立正佼成会鯉沢教会	地球温暖化学習会
立正佼成会鯉沢教会	プラスチックやごみ問題
富士川町立増穂小学校	リユース食器事業所見学
南部町立富河小学校	グローバルな環境問題
富士川町立第五保育所	海のない山梨県から「海ごみ」問題を考える
やまなし森のようちえんネットワーク	森のようちえんとSDGs

(3) 山梨県地球温暖化対策実行計画

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に対して県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活を確保するため、計画に基づき、各種の取り組みを実施する。

(4) やまなしエコライフ県民運動推進事業

日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が連携して次の7つの運動に取り組む。

1. マイバッグ運動
2. マイはし運動
3. マイボトル運動
4. リユースびん運動
5. エコドライブ運動
6. 緑のカーテン運動
7. 環境家計簿運動

(5) 環境教育

①水生生物調査

身近な河川の水質汚濁の指標となる水生生物調査を小中学校や市町村とともにやり、水質汚濁の原因を考える機会として実施している。

令和元年度調査結果

実施主体	調査河川	調査結果
	未実施	

(水質階級)

- I きれいな水
- II 少しきれいな水
- III きたない水
- IV 大変きたない水

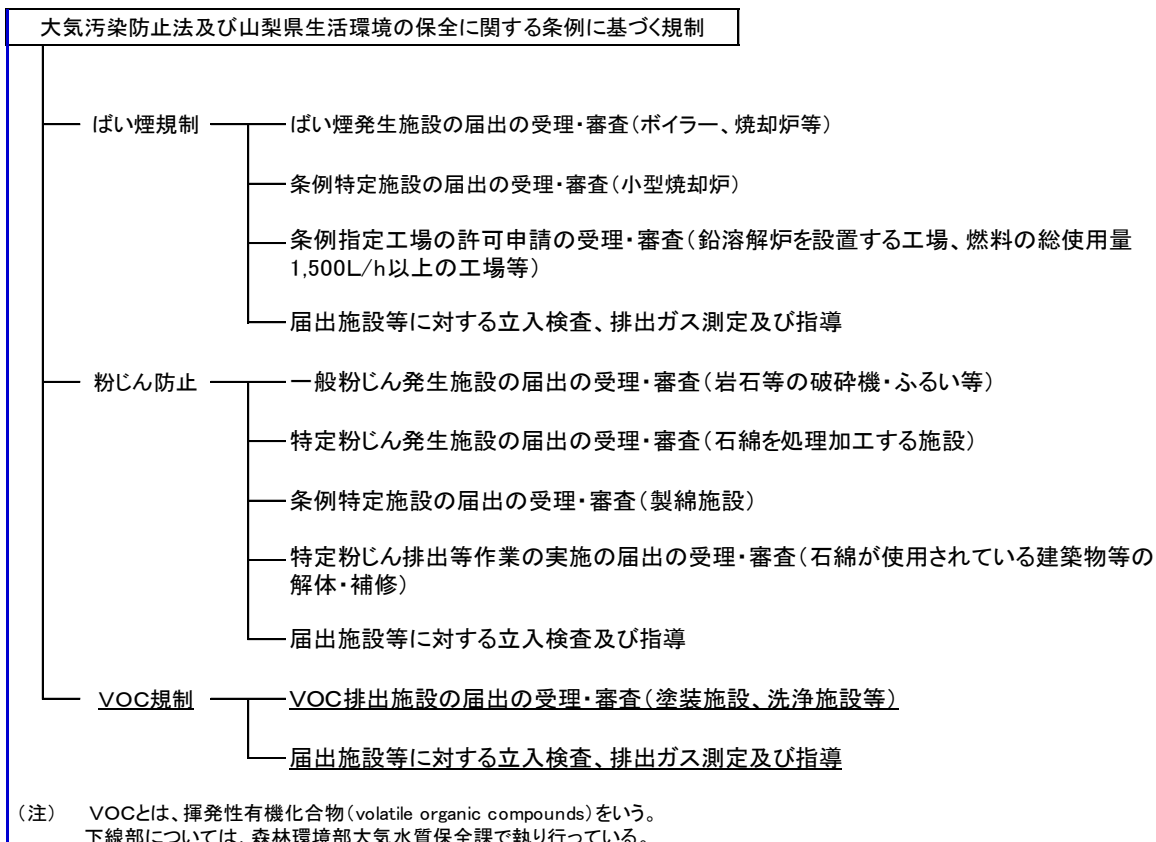
2 公害対策事業

地域に生活する人々が快適に生活できるよう、生活環境を保全するため、公害関係法令に基づく届出施設などに対し、監視・指導等を実施している。また、生活排水対策の一環として、浄化槽の適正管理の指導を行っている。

(1) 大気保全

①大気汚染防止のための規制

大気汚染防止法等により「ばい煙」、「揮発性有機化合物」及び「粉じん」の排出抑制を行っている。



大気汚染に係る特定施設等に係る届出状況

令和元年度

種別		設置届(申請)	構造等変更届(申請)	使用届	実施届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大 防 法	ばい煙	2	0	0		3	6	0
	一般粉じん	1	1	0		4	3	1
	特定粉じん 排出等作業				3			
県 条 例	ばい煙	0	0	0		0	0	0
	粉じん	0	0	0		0	0	0
	指定工場	0	0	0		0	0	0
合 計		3	1	0	3	7	9	1

大気汚染に係る特定施設等の設置状況

令和2年3月31日現在

種別 市町村名	大気汚染防止法							山梨県生活環境の保全に関する条例				
	ばい煙発生施設					一般粉じん発生施設		特定施設			指定工場	
	ボイラー	廃棄物焼却炉	ガスタービン・ディーゼル機関	その他	事業所数	堆積場等	事業所数	ばい煙	粉じん	事業所数	有害	1500L/h以上
市川三郷町	43	2	2	0	26	4	1	1	5	4	0	0
富士川町	11	0	10	1	11	2	1	0	1	1	0	0
早川町	3	0	2	0	5	34	14	0	0	0	0	0
身延町	26	0	2	7	16	30	10	0	8	3	0	1
南部町	18	0	3	6	13	74	11	0	0	0	0	0
合 計	101	2	19	14	71	144	37	1	14	8	0	1

大気汚染に係る特定施設等への立入検査等の状況

種別	区分	立入検査数	検体採取数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
	大 防 法	ばい煙	7	3	0	0	0
一般粉じん		1		0	0	0	0
特定粉じん 排出等作業		4		0	0	0	0
県 条 例	ばい煙	2	2	0	0	0	0
	粉じん	0		0	0	0	0
	指定工場	1	1	0	0	0	0
合 計		15	6	0	0	0	0

②大気汚染状況の常時監視

管内1箇所の測定局で、大気汚染状況について下記の測定項目を常時監視しており、県庁の大気水質保全課に大気汚染物質濃度データが送られている。

大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

局名	設置場所	測定項目							
		SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS
南部測定局	南巨摩郡南部町南部9103-3			○		○	○		○

SO₂: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM2.5: 微小粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素

Ox: 光化学オキシダント、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

③光化学スモッグ緊急時対策等

光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上で推移するときに、「光化学スモッグ注意報」が発令され、町を通じて関係施設や住民に周知する。

光化学スモッグ注意報の発令日数等(令和元年度)

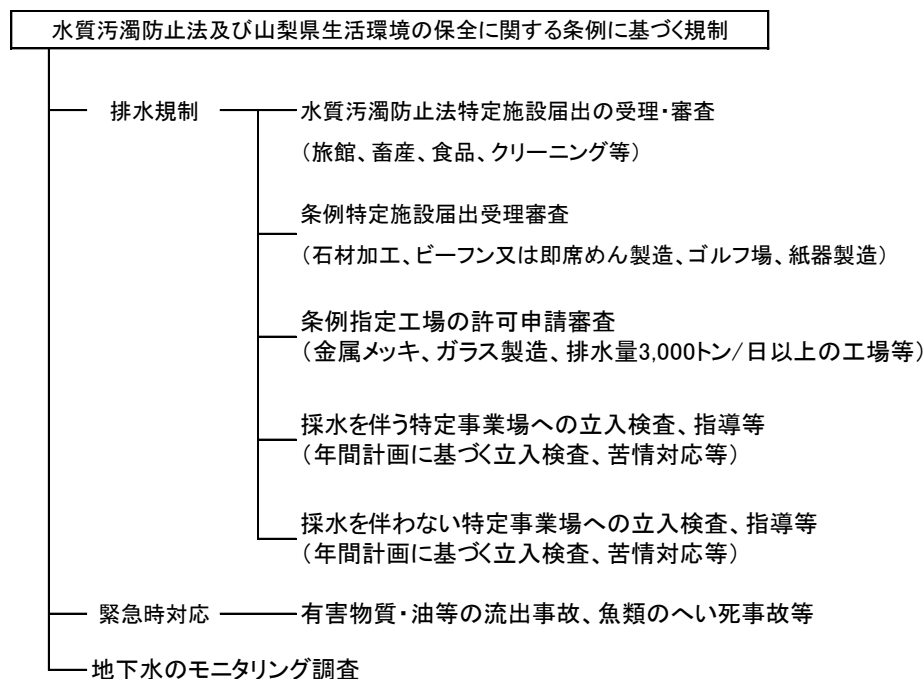
地域	注意報発令日数	予報発令日数	人的被害の届出数
峡南南部	0 (0)	0 (0)	0 (0)
南アルプス	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)

()内は前年度の状況

(2) 水質保全

①水質汚濁防止のための規制

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場の排水規制を実施している。



水質汚濁に係る特定施設等に係る届出状況

令和元年度

種別		設置届 (申請)	構造等変更届 (申請)	使用届	廃止届	氏名等変更 届	承継届
水質汚濁防止法		8	12	0	15	19	8
県 条 例	特定施設	0	0	0	0	0	0
	指定工場	0	0	0	0	2	1
合 計		8	12	0	15	21	9

水質汚濁に係る特定施設等の設置状況

令和2年3月31日現在

種別	水 質 汚 濁 防 止 法										山梨県生活環境の保全に関する条例		
	畜 産 関 係	食 品 関 係	生 コ ン ・ 砂 利	メ ッ キ ・ 表 面 処 理	旅 館 業	ク リ ー ニ ン グ 業	廃 棄 物 関 係	そ の 他	合 計	有 害 物 質 貯 蔵 指 定 施 設	特 定 施 設	指 定 工 場	合 計
市町村名													
市川三郷町	0	6	1	4	8	6	1	19	45	2	2	4	6
富士川町	1	8	1	3	13	9	0	13	48	0	6	0	6
早川町	1	6	8	0	28	0	0	2	45	7	1	0	1
身延町	0	9	12	1	68	4	0	25	119	2	6	1	7
南部町	0	2	7	2	20	3	0	10	44	2	0	1	1
合 計	2	31	29	10	137	22	1	69	301	13	15	6	21

水質汚濁に係る特定施設等への立入検査等の実施状況

種別	区分	事業場数	立入 検査数	検体 採取数	基準 違反数	改善 指導数	改善 勧告数	改善 命令数
水質汚濁防止法		314	74	41	3	1	2	0
県 条 例	特定施設	15	0	0	0	0	0	0
	指定工場	6	6	5	0	0	0	0
合 計		335	80	46	3	1	2	0

②浄化槽関係

浄化槽放流水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、設置者に対し法定検査の受検・保守点検・清掃の徹底について指導を実施し、併せて放流水の水質検査を実施している。浄化槽法の改正により平成13年4月以降に浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられた。また、浄化槽保守点検業の登録及び立入検査を実施している。

浄化槽設置基数及び保守点検業者登録数

令和2年3月31日現在

市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数
市川三郷町	1,181	5
富士川町	1,709	3
早川町	595	0
身延町	1,992	4
南部町	2,441	2
計	7,918	14

国の交付金制度による浄化槽設置状況

令和2年3月31日現在

区 分	実施市町村	設置基数(累計)	令和元年度設置数
浄化槽設置整備事業	市川三郷町	218	1
	富士川町	277	3
	早川町	308	4
	身延町	1240	13
	南部町	1543	26
浄化槽市町村整備推進事業	市川三郷町	88	0
	身延町	110	0

(浄化槽設置整備事業)

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の整備促進を図るため、合併浄化槽設置費用の約4割(社会的便益に相当する部分)を、国、県及び市町村で1/3ずつ助成する制度。

令和元年度は市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町で実施した。

令和元年度 浄化槽設置届出及び立入検査状況

届出件数	立入検査数	水質検査数	改善指導数
48	9	6	7

令和元年度 浄化槽保守点検業者の立入検査状況

登録業者数	立入検査数	改善指導数
14	8	0

③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策

平成24年12月27日「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」が公布され、一定規模以上の揚水設備(吐出口の断面積が6cm²を超える)の設置は事前の届出が必要となる。また、吐出口の断面積が50cm²を超える設備を設置する場合は、地下水の涵養に関する計画の作成や採取量の報告を義務づけている。

地下水条例届出件数

令和2年3月31日現在

	吐出口断面積		合計
	6~50cm ²	50cm ² ~	
市川三郷町	11 (4)	21 (5)	32 (8)
富士川町	7 (4)	16 (2)	23 (7)
早川町	7 (4)	2 (1)	9 (4)
身延町	14 (7)	13 (3)	27 (7)
南部町	12 (3)	8 (2)	20 (3)
合計	51 (22)	60 (13)	111 (29)

() 届出者数

(3) 土壌汚染対策

工場跡地などの再開発に伴い、有害物質による土壌・地下水汚染の判明が急増しており、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の健康を保護するため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施する内容の「土壌汚染対策法」が平成14年5月29日に公布、平成15年2月15日に施行された。

土壌汚染対策法に基づく調査の施行状況

関係条	施行内容	件数
第3条	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	0 (8)
	上記のうち、施設設置者以外に土地の所有者がある場合(通知件数)	0 (4)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0 (0)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (0)
	都道府県知事の確認により調査猶予がされた件数	0 (11)
	上記確認の手続き中の件数 ※	0 (0)
	法施行規則附則第2条の経過措置適用件数	0 (0)
	その他(調査を実施するか、確認の手続きをするか検討中等)※	0 (0)
法第3条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)	
第4条	一定の規模以上の土地の形質の変更届出の件数	27 (312)
	調査命令を発出した件数	0 (0)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0 (1)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (0)
法第4条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)	
第5条	調査命令を発出した件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0 (0)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (0)
	法第5条2項に基づき知事が自ら調査した件数	0 (0)
法第5条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)	
第6条	要措置区域として指定した件数	0 (0)
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去(全部)され全部解除した件数	0 (0)
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (0)
第7条	措置命令の発出件数	0 (0)
第9条	土地の形質を変更しようとする届出件数(法第9条第1項)	0 (0)
	指定時に既に着手されていた土地の形質変更についての届出件数(法第9条第2項)	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数(法第9条第3項)	0 (0)
第11条	形質変更時要届出区域として指定した件数	0 (1)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去(全部)され全部解除した件数	0 (1)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (0)
第12条	形質変更時要届出区域内における形質変更届出件数	0 (1)
	経過措置による土地の形質変更についての届出件数	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数	0 (0)
第14条	自主調査により基準を超過した土地の指定の申請件数	0 (1)
第16条	汚染土壌の搬出時の届出の受理	0 (1)
その他	法改正(平成22年3月31日)までに指定区域に指定された後、指定が解除された件数	0 (0)

※令和2年3月末現在

注 ()内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)以降、令和2年3月末までの累計

(4) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染防止のため、廃棄物焼却等に対して、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づく規制を行っている。

ダイオキシン類に係る特定施設等に係る届出状況

令和元年度

種別	設置届	構造等変更届	使用届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大気関係	0	0	0	0	0	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

ダイオキシン類に係る特定施設等の設置状況

令和2年3月31日現在

市町村名	大気関係			水質関係		事業所数
	廃棄物焼却炉	アルミ溶解施設	その他	廃棄物焼却炉に係わる廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	その他	
市川三郷町	3	0	0	0	0	2
富士川町	0	0	0	0	0	0
早川町	0	0	0	0	0	0
身延町	0	0	0	0	0	0
南部町	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	0	2

ダイオキシン類に係る特定施設等への立入検査等の状況

令和元年度

種別	立入検査数	採取検体数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大気関係	3	1	0	0	0	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	0	0	0	0

3 廃棄物対策事業

廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理業の許可業務を行うとともに、不適正処理により周辺地域の生活環境に影響が及ばないように、排出事業者や処理業者に対し監視・指導を行っている。

(1) 廃棄物の適正処理推進

① 一般廃棄物関係

住民や事業者は、製造、流通、消費、廃棄、処理の各段階において排出される廃棄物の減量に努める必要があることから、山梨県廃棄物総合計画に基づいて、住民、事業者及び行政が協力し、ごみの発生抑制、循環的利用を推進している。また、一般廃棄物の処理について、市町村への技術的支援を行うとともに、適正処理のための処理施設の整備等を推進している。

ア) 市町村

一般廃棄物処理施設の設置状況(市町村)

令和2年3月31日現在

市町村名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ	ごみ燃料化施設	埋立処分施設	し尿処理施設
市川三郷町 (旧六郷町除く)	※中巨摩地区 広域事務組合	※中巨摩地区 広域事務組合	—	—	—	三郡衛生組合
富士川町			—	—	—	
市川三郷町 (旧六郷町)	峡南衛生組合	—	—	—	—	峡南衛生組合
早川町			—	—	—	
身延町			—	—	—	
南部町		—	—	—	—	峡南衛生組合 南部支所

※中巨摩地区広域事務組合は、管外の処理施設。

施設数及び立入検査状況

令和元年度実績

種別	施設数	立入検査数	指導数	水質検査数	水質不適数
ごみ処理施設	1	1	1	0	0
し尿処理施設	2	2	2	2	0

イ) 民間

一般廃棄物処理施設(民間)

令和2年3月31日現在

	焼却施設	し尿処理施設	破碎施設	堆肥化施設
施設数	0	0	4	1

施設数及び立入検査状況

令和元年度実績

種別	施設数	立入検査数	指導数	焼却灰・水質 検査数	焼却灰・水質 不適数
焼却施設	0	0	0	0	0
し尿処理施設	0	0	0	0	0
その他 (破碎施設等)	2	2	0	0	0

②産業廃棄物関係

産業廃棄物は事業活動に伴って排出される汚泥、がれき類、動物のふん尿、木くず、金属くずなど20種類が指定されている。産業廃棄物に起因する周辺環境への影響を未然に防止するため、産業廃棄物の排出事業者と処理業者に対し、適正に処理するよう監視、指導を行っている。なお、不法投棄される産業廃棄物の大半が建設廃棄物であることから、家屋等の解体の際に生じる廃材等の処理については、マニフェスト制度に従って適正に処理するよう解体業者に指導している。

ア)産業廃棄物処理業許可及び立入検査数

令和2年3月31日現在

種別	許可事業者数	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	41	2	0
産業廃棄物処分業者	4	4	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	2	0	0
特別管理産業廃棄物処分業者	0	-	-
計	47	6	0
産業廃棄物処理施設※1	8	4	0
産業廃棄物排出事業者	-	92	47

※1産業廃棄物処理施設数・立入検査数は、下記の最終処分場を含む
また、許可事業者数の8件は、許可等を受けた施設の数に記載している

種別	※2 施設数	立入検査数	改善指導数
最終処分場 ※1	1	1	0

※1 設置の際、許可等が不要であったもの

イ) 行政処分

行政処分の種類	違反事由	被命令者(種別)
廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収(6件)	産業廃棄物処理状況等の調査のため実施	F

※被命令者(種別)欄の入力は、次の記号とおり。

- A: 産業廃棄物収集運搬業者
- B: 産業廃棄物処分業者
- C: 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- D: 特別管理産業廃棄物処分業者
- E: 産業廃棄物処理施設
- F: 産業廃棄物排出事業者
- G: 最終処分場(設置の際、許可等が不要であった施設)

(2)リサイクルの推進

①容器包装リサイクル

家庭ごみのうち大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者、市町村、事業者が新しい役割分担の下にリサイクルを推進し、埋立量の削減による処分場の延命化、資源物の有効利用を目的とした容器包装リサイクル法が、平成12年4月全部施行となった。峡南地域では、各町が分別収集計画を策定し、リサイクルに取り組んでいる。

②家電リサイクル

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目について、一般住民も処理費用を負担するなど、消費者、小売業者、製造業者等の役割を定め、廃棄物の減量や循環的利用の推進を目的とした家電リサイクル法が平成13年4月に本格施行された。今後もこのシステムの周知徹底を図るとともに、リサイクル品として適正なルートで処理されるよう指導していく。なお、平成21年4月1日からは、液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機が新たに対象品目に加わっている。

③自動車リサイクル

自動車製造業者を中心とした関連業者に適切な役割分担を義務づけ、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的とした自動車リサイクル法が平成17年1月1日から本格施行された。これにより、自動車所有者はリサイクル料金を負担し、県の登録、許可を受けた引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者が使用済自動車の処理を行い、国が認定した製造業者、輸入業者がリサイクル等を行う。

業種別事業者数

令和2年3月31日現在

	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者
取引業者	37	6	1	0
立入検査数	1	0	7	0

※立入検査については、解体業と破砕業の更新時は必須。それ以外は必要に応じて実施。

④建設リサイクル関係

建設リサイクル法に基づいた適正な処理を監視、指導するため、峡南建設事務所、鵜沢労働基準監督署と合同で全国一斉パトロールを実施している。

建設リサイクル法に基づく立入検査数・指導数

令和元年度実績

立入検査数	うち非飛散性石綿保有施設数		改善指導数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数	
	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数		うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数
15	3	3	6	0	0

※立入検査は、管轄建設事務所と合同で実施

4 温泉保護適正利用事業

温泉の掘削や動力装置の設置等に関する指導、温泉利用の許可事務及び温泉施設から利用状況報告等の提出を求め温泉資源の保護を図っている。

源泉・利用施設及び許可件数

令和2年3月31日現在

市町村名	源泉数	利用施設数	許可件数			市町村名	源泉数	利用施設数	許可件数		
			掘削等	動力	利用				掘削等	動力	利用
市川三郷町	2	3	0	0	0	身延町	22	37	0	0	0
富士川町	7	8	0	0	0	南部町	8	6	0	0	2
早川町	17	12	1	0	1	合計	56	66	1	0	3

※掘削等……掘削、増掘、採取許可、ガス濃度確認申請

源泉・利用施設立入検査数

	源泉	利用施設
件数	5	53

5 その他

(1) 公害等苦情対応

環境課に苦情の申し入れがあった場合は、町と合同で対応している。苦情の内容は、典型7公害にとどまらず、不法投棄、雑草の放置による火災の危険に至るまで様々なものがある。令和元年度の苦情処理件数は次のとおりであり、例年に比べ苦情件数が少なかった。

公害等苦情対応

	大気	水質	廃棄物	その他	合計
件数	2	1	1	1	5

※廃棄物の野外焼却は「大気」として計上(公害苦情調査 調査の手引き(公害等調整委員会事務局)による)

(2) 廃棄物対策連絡協議会の運営

管内の町、県(林務環境事務所、建設事務所、警察署)、(社)産業廃棄物協会で構成する峡南地域廃棄物対策連絡協議会で、廃棄物の適正処理の普及啓発及び不法投棄防止パトロールを主な事業とし、環境保全、公衆衛生の向上に努めている。

監視員 パトロール状況

監視延回数	不法投棄新規確認箇所数	不法投棄新規確認量(t)	撤去量(t)
259	96	6,231	6,231

※不法投棄新規確認箇所数、確認量及び撤去量には、ニッケイ工業等の個別事案の量も含まれている。

(3) 環境放射能の定点調査

県内の空間放射線量率の把握のために、各林務環境事務所へNaIシンチレーション式サーベイメータが1台ずつ配備され、月に1回、一般環境中の空間放射線量率モニタリング調査を実施している。

調査地点：西八代合同庁舎

調査日：毎月第3月曜日

調査結果：0.050~0.073 μ Sv/hの範囲